

狭山市道路施設等包括的民間管理委託に係る実施方針（案）及び要求水準書（案）に関する質問回答一覧表

質問No.	資料名称	該当頁	項目	質問内容	回答
1	実施方針（案）	8頁	提出資料	経営規模等に関する項目で④財務諸表及び⑥経営事項審査に関し、当方組合（2団体）で申込予定ですが、組合員全員のものが必要ですか。 また、⑤損害賠償保険の加入の件ですが、当方2団体で申込予定ですが構成企業としての保険加入が必要ですか。	④財務諸表⑥経営事項審査については、共同企業体の構成企業（団体）から提出していただきますので、組合員全員の提出は不要です。 また、⑤損害賠償保険については、構成企業（団体）または共同企業体としてのどちらかの加入が必要です。
2	実施方針（案）	8頁	提出資料	業務遂行力に関する項目で⑧配置予定技術者で類似業務実績とは、道路施設等包括的民間管理委託に限ってのことでしょうか。	道路施設等包括的民間管理委託に限らず、本委託の対象となる統括マネジメント業務、巡回業務、清掃業務、街路樹等管理業務、補修業務、事故対応業務、災害対応業務、資材購入・保管管理業務、車両・重機運用・管理業務、苦情・要望受付業務、修繕業務に類似する業務を請け負った実績も含んでおります。
3	実施方針（案）	8頁	提出資料	経験・当該業務の運営能力に関する項目で⑩本市及び他自治体等における類似業務の実績とは、道路施設等包括的民間管理委託に限ってのことでしょうか。	道路施設等包括的民間管理委託に限らず、本委託の対象となる統括マネジメント業務、巡回業務、清掃業務、街路樹等管理業務、補修業務、事故対応業務、災害対応業務、資材購入・保管管理業務、車両・重機運用・管理業務、苦情・要望受付業務、修繕業務に類似する業務を請け負った実績も含んでおります。
4	要求水準書（案）	4頁	配置予定の技術者	2実施体制の(1)のアの「業務総括責任者」は構成企業等から1名選出とありますが、当方協同組合及び組合（2団体）であることから組合員からでも選出は可能ですか。	構成員として参加する組合に所属する組合員から選出していただくことは可能です。
5	要求水準書（案）	5頁	配置予定の技術者	4)③④副業務総括責任者に関し、今年2月のアンケートの結果（P8）と条件が違いましたのでご回答願います。	副業務総括責任者の要件について、別添「道路施設等包括的民間管理委託情報提供会に関するアンケート結果」の内容からの主な変更点としましては、本委託に5年間の長期にわたり従事することによる、他の業務への影響を防ぐため、副業務総括責任者を専任とせず、選出人数の上限を各構成企業等から2名までに変更し、現場配置の要件を削除、資格要件の一部を修正しました。
6	実施方針（案）	3頁	応募条件	(2) 下請け業者については、適切に業務を行うために、技術力、執行能力を十分に検討し、原則として市内に本店または支店を有する業者より選定すること。ただし、下請け業者において、やむを得ず市外の業者を活用する時は事前に市と協議を行い、承諾を得ること。との記載がありますが、本件募集の前に相談の機会があるということでしょうか？	下請け業者においては、市内業者が請け負うことを前提としており、受注者が決定する前には、下請け業者の活用に関する相談の機会を設ける予定はありません。
7	要求水準書（案）	2頁	要求水準を満たさない場合の措置	市は、受注者の実施する維持管理業務の水準が、本要求水準書に定める水準を満たすことができないと判断した場合は、現在作成中の「モニタリング手順書」に基づき、業務内容の速やかな改善を指示する。その場合、受注者は自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。とありますが、モニタリング手順書は、いつ頃公表されるのでしょうか。	モニタリング手順書については、公募時に市ホームページで公表する予定でおります。
8	要求水準書（案）	13頁	業務内容	記載の各業務について、要求水準を満たす管理方法・水準を検討するために、これまでの維持管理における管理内容が分かる情報（実施内容・体制・実施数量・苦情要望件数・要している費用等の実績についての情報）を開示していただくことは可能でしょうか。	市へ情報開示の申請をしていただければ、開示いたします。

9	要求水準書（案）	17頁	巡回業務	市道全域を定期的に巡回するものとし、狭山市道舗装修繕計画に基づく管理路線（P.19参照）については、月に複数回巡回するなど、重点的に確認を行うことと記載されておりますが、定期的の頻度として月あたりの回数を設定しておりますでしょうか。	月あたりの巡回の回数は設定しておりません。参考までに、現在、市では月に2回市内全域を巡回しております。
10	要求水準書（案）	40頁	要望・苦情受付業務	市民などからの道路施設などに関する要望などについて、受付及び現地確認を行うと記載がありますが、例年市に入ってくる要望・苦情件数を開示して頂くことは可能でしょうか。	要望・苦情件数については、別添資料「道路施設等包括的民間管理委託に関する情報提供会資料」の10頁に記載しておりますので、ご確認ください。 また、穴埋め、除草、街路樹剪定等の要望・苦情内容の詳細については、市へ情報開示の申請をしていただければ、開示いたします。
11	要求水準書（案）	42頁	修繕業務【単価契約】	市道（道路施設など）、水路及び調整池などの不具合箇所について、修繕を行う。ただし、1件当たりの修繕に係る見積額30万円以上130万円未満とすると記載がありますが、本業務内で毎年何件程度が修繕業務に該当する想定で考えられておりますでしょうか。	修繕業務の件数については、別添資料「道路施設等包括的民間管理委託に関する情報提供会資料」の7頁に記載しておりますので、ご確認ください。 また、オーバーレイや側溝、樹の修繕等の修繕業務の詳細については、情報開示の申請をしていただければ、開示いたします。
12	要求水準書（案）	40頁	要望・苦情受付業務	「市が導入を予定している公開型GISを活用した受付業務を行うこと」とは具体的にどのような受付業務でしょうか。今回の道路施設等包括管理業務の中でこの導入されるシステムを活用して管理できるのでしょうか。 また、このシステムは2025年4月から導入されるのでしょうか。 他地域で実績のある道路包括用システムを導入してもよろしいでしょうか。	本委託業務者が市の公開型GISを編集できるレイヤを搭載する予定であり、公開型GISを通じて、電話等で受け付けた要望や苦情の内容及び対応状況（個人情報を除く）をリアルタイムで市と情報共有していただく業務体制を考えております。 また、公開型GISは、包括に関するデータ管理の手法の一つとして考えており、受注者が導入するシステムを併用して活用していただくことも可能ですが、履行期間中に受注者が蓄積したデータは、レイヤへの入力やCSV等のデータの取り込みのほか、写真等の投稿機能により、随時公開型GISに反映するものとし、契約終了後には市へ帰属し、受注者側のデータは消去していただきます。履行期間中に業務の継続が不可能な場合においても、その時点でのデータを市へ引き渡すものとし、ます。なお、システムの導入については、2025年1月を予定しております。